

多頭飼育問題に関する論点整理【後編】

成城大学法学部教授 打越 綾子

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

※ 【前編】は2020年5月に発信しています。

多数の犬や猫を適正に飼養できず、飼い主自身の生活環境が悪化し、近隣住民に騒音・悪臭・害虫などの公衆衛生上の問題を及ぼしている…。本稿は、こうした社会的に対処すべき「多頭飼育問題」に関する論点整理を行うものである。

前編においては、これまで十分な対策・解決に向けた体制がとられてこなかったことを説明した。後編においては、今後増えていくであろう多頭飼育問題を予防し、解決していくために、多機関・多職種連携の体制が必須であることを、様々な情報を根拠に解説したい。

1. 国レベルでの多頭飼育問題の検討会の設置

自治体の動物愛護管理行政の担当者が、多頭飼育問題に関して大変な苦勞を抱えていることは、もちろん動物愛護管理法の所管省庁である環境省の動物愛護管理室も把握していた。多頭飼育問題は、旧来からあった課題であるとはいえ、かつては三桁にも及ぶ多頭飼育崩壊が耳目を集めたが、近年では、人間社会の高齢化・孤立化が進むに伴い、十数頭の飼育の段階で問題が露見するケースが増えてきたのである。

そこで、環境省の研修会や全国動物管理関係事業所協議会（自治体の担当部局の集合体）において、担当者を集めた意見交換や情報収集の場が設けられるようになった。そして、これらの経緯を踏まえて、2019年3月に環境省において「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」が設置されることとなった。

検討会のメンバーは、公衆衛生看護や精神医療の専門家、生活自立支援などの専門家、そして獣医療や動物愛護管理行政の担当者など動物に関わる専門家である。そして、オブザーバーとして厚生労働省の担当参事官のスタッフが毎回同席することとなった。

ここで明確にしておきたいのは、検討会のスタンスである。それは、周辺的生活環境保全、動物虐待改善、飼い主支援の三点を、常に同時並行で意識するという姿勢である。もちろん多頭飼育者の近隣住民からすれば、問題を抱えた飼い主による迷惑行為を強く批判したくなるのは当然であろう。また、動物の保護活動をする人々は、動物の救護に目を向ける傾向がある。しかし、検討会では、根本的な対策・予防のためにこそ、飼い主の生活改善をも含めて考える方針を打ち出すこととなった。

2. 検討会で明確にされた論点

ここで、検討会で出てきた意見や情報を一部紹介してみたいと思う。

まず、多頭飼育問題を抱える飼い主の傾向について議論を行っている。多頭飼育に陥る背景として、家族の死去や自らの病気の発症、仕事上の失敗や失業、貧困や栄養不足、近隣住民との争いや人間不信といった「負のライフイベント」が背景にあることが多いとされる。だからこそ、飼い主の心を動かすためにも福祉政策に関わる行政担当者や社会福祉協議会などの支援が必要になってくるのである。飼い主を面倒な人物と遠ざけて考えるのではなく、いつの間にか自分の両親がそうなっている可能性がある、自分自身も状況次第で多頭飼育状態になり得るといった当事者意識を持つ必要があるとされた。

次に、動物の救護についても、悩ましい論点を確認された。前編でも触れたが、所有権の放棄と、その後の動物の取扱いに関わる問題である。近隣住民の生活保全や動物のネグレクト状態を改善しようと自治体が動物を引き取れば、全て譲渡できるとは限らず、時に犬や猫の殺処分数が増えることも覚悟する必要がある。しかし、殺処分を前提のように当事者に向き合えば、飼い主は絶対に手放さず、結局のところ問題を解決できない。逆に、譲渡を約束して安易に引き取れば、再発につながる可能性もあることも指摘された。

そして、社会福祉部門と動物愛護管理行政・公衆衛生部門の連携にあたって、必要な基盤を整備していくことについても、様々な提案や先行事例の報告がなされた。

第一に、情報共有についてである。例えば、川崎市では、多頭飼育者を早期に探知するために、福祉関係者への協力依頼を熱心に重ねている。具体的には、ペットの暮らし方を解説する啓発パンフレットを作成し、福祉関係者に、定期的に何度も配布・周知しているという。例えば、地域包括支援センターの所長の会合、社会福祉施設の衛生講習会、民生委員の理事会、配食ボランティアの連絡会、ケアマネージャーの連絡会など、あらゆるチャンスにおいて情報把握のための連携を求めているとのことであった。

第二に、多機関連携、多職種連携を目指すにあたり、動物行政部門と社会福祉部門が、お互いの専門知識を共有できていないことも指摘された。例えば、生活困窮者自立支援法という法律について、福祉関係者では知らない人はいない。しかし、動物行政の担当者も、動物の保護活動ボランティアも、ほとんどの人はこの法律を知らないことであろう。他方、動物愛護管理法上の第一種・第二種動物取扱業者については、動物の関係者では知らない人はいない。しかし、保健師や民生委員は、何を示しているのかイメージさえわからないことであろう。これでは多機

関・多職種連携はできないのであって、共通認識を作るためキーワードの整理・共有が、連携のスタート地点であるともされた。

第三に、福祉との連携という観点からも、地域情報の把握という観点からも、多頭飼育問題に関しては、保健所だけでなく、一般市町村との連携が不可欠であるという点も指摘された。飼い主の生い立ちや生活状況の把握は、地域の人間関係を知る市町村が鍵を握る。一般市町村には地域福祉の担当者もおり、多頭飼育問題の予防や解決に向けて一般市町村の協力、地域内の課題としての主体的な姿勢が必要とされた。

3. 多頭飼育問題に関わる全国の状況

こうした前提を十分に確認した上で、検討会は、2019年10月に全国の都道府県・政令指定都市・中核市に、多頭飼育問題に関するアンケート調査を行った。アンケートの内容は、大きく分けて2段階になっている。

前段では、自治体側の体制整備について質問した。多頭飼育問題に対する動物愛護管理部署の取組状況（多頭飼育に関する条例の有無、普及啓発の内容、行政組織内での不妊去勢手術体制の有無など）や、多頭飼育に対する他部局・多機関との連携状況について質問した。

後段では、各自自治体が把握している多頭飼育の事例収集を行った。過去の全てのデータを遡るのでは回答自治体の負担が重くなりすぎるため、基本的に5年以内に対応した事案を5つまで聞くという方針とした（それでも、苦情を受けたばかりの事案から、15年以上前から現在まで続く事案まで含まれる）。事案については、定性的に事案の説明を求めるのではなく、飼い主の性別・年齢、家族構成、居住環境、貧困や障害の状態、健康状態、ホーダー気質の有無、動物の飼育・健康状態、周囲との人間関係などについて、チェック項目を作って回答してもらう方式にした。

これらの調査の結果は、報告書にして300ペ

ージを超えるものとなった。本稿では、後段の回答の中からごく一部のデータ、事例を紹介させて頂きたい。

(1) 多頭飼育者の様子

まず、飼い主に関するデータを紹介する。

・性別：男性 42.3% 女性 56.4%

・年代：20 歳代～30 歳代 5.7%

40 歳代～50 歳代 32.2%

60 歳代以上 56.1%

・生活保護の受給率：21.3%

(2017 年時点の全国平均は 1.7%)

・経済的困窮している様子が見受けられるか
該当する 34.3% やや該当する 19.2%

アメリカのアニマルホルダーの研究によれば女性が多いとされてきたが、日本での実態を見ると男性の比率も相当にあることが分かる。他方で、高齢者が多いことが明確になった。そして最も驚いたのは、貧困率の高さである。全国平均に比べて 10 倍以上の生活保護費の受給率であり、また担当者から見ても経済的に困窮している様子が明らかである。つまり多頭飼育問題を抱える当事者は、社会福祉政策の中核的な対象者であることが示された。

具体的な飼い主の様子について幾つか紹介する。「飼い主本人が菜食主義者で、犬にもそれを強要して飢えている」「近くに住む年寄りの親に暴力を振るっている」「聴覚障害がある飼い主で、近隣からの苦情を客観的に捉えることができず、筆談でもどかしくなると怒り出してしまう。他方で、不都合なことを指摘すると、自分は耳が聞こえないと言う」「日常の言動からは、多頭飼育による迷惑行為の飼い主とは思えないが、猫の話題になると人格が変わり、攻撃的になり、保健所の指導や助言を聞かない」「本人が入院し、残った家族が精神性疾患を持っている」とある。

こうした飼い主への交渉を、動物愛護管理担当の職員のみが行うのは到底不可能である。障害者福祉、精神保健の専門家や担当者の助力な

くして問題の解決が不可能なことが、改めて明らかになったと言えよう。

(2) 動物たちの様子

他方で、多頭飼育の現場にいる動物たちの状況も明らかになってきた。飼育頭数の全体像は、10 頭未満 15.8%、10～30 頭 52.2%、30 頭以上 30.6%という状況で、実は 20 頭前後のケースが多い。そして、以下のような傾向が見られた。

・指導している間にも保護動物が増加 46.8%

・糞尿を適切に片付けていない 68.0%

・動物の栄養状態が悪い 30.3%

・動物に皮膚炎や病気の疑いがある 44.9%

・(犬) 狂犬病予防接種の記録がない 85.1%

・不妊去勢手術の未実施の動物がいる 91.7%

具体的な状態としては、「ノミやシラミがおり、アレルギー性皮膚炎で脱毛。体重が正常個体の半分以下と思われる個体も居る。近親交配による足の形成不全による奇形も見られる」「目視できるほどの腫瘍や感染症の罹患が認められる」「長毛種だが毛玉があるわけではなく、きれいな状態。性格も友好的で訪問者にはしゃいでじゃれつく」「給餌・給水はされており、目やにの個体が見られた程度」とある。

これらを読むと、動物の状態把握のためには、やはり獣医師資格を持つ動物行政の担当職員が向き合わなければならないことが見えてくる。飼い主に注目すれば福祉政策の課題であるが、動物に関しては、やはり動物愛護管理行政の課題と言えるのである。

(3) 多機関・多職種の連携

福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、生活環境部局、自治会・町内会、警察、獣医師会、動物保護ボランティア、一般市町村などとの連携が進んでいるかを聞いたところ、実際には必ずしも進んでいない実情が見えてきた。ただし、解決につながった事案の場合は、必ず動物愛護管理部局以外の関係者の協力・連携があった。

例えば、「社会福祉協議会の勧めで飼育者がデイサービスへ通い始めたところ、犬に対しての依存が軽減して引き取りを実施できた。継続して飼育を認めた個体は、獣医師会対応で狂犬病予防接種がなされ、ボランティアの協力で不妊去勢手術を実施した。飼育頭数が減少したことにより飼育状況が改善した」「地域包括支援センター、法テラス弁護士、社協、動物愛護団体、保健所の関係者が一堂に会して、ケースカンファレンスを行い、情報共有・方針決定をした。治療・手術・引取・譲渡は保健所と愛護団体が対応し、認知症の飼い主についてはヘルパーが根気よく指導したところ、状況が改善した」とある。やはり多職種連携・多機関連携が有用であることが見えてきたのである。

4. 今後の検討課題（予防策・再発防止策）

検討会の議論は、開始してまだ1年である。今後のスケジュール表を見ると2年掛けて全国の自治体に向けたガイドラインを作成することになっており、これから検討していく課題もある。それは多頭飼育の予防策・再発防止策である。

例えば、動物飼育に関わる個々の作業を改めてリストアップするのもありかもしれない。飼育に関わる肉体的負担や経済的費用など、難易度が高い作業は、飼育頭数が増えれば、加速度的に負担が増していく。それはつまり多頭飼育者が「転ぶ」ポイントであり、それに応じて飼い主への説得・普及啓発のポイントを考える必要があると思われる。

そして、改めて不妊去勢手術の重要性を直視する必要がある。考えてみれば、一般家庭で成犬・成猫の手術未実施の個体が居たら、1頭でも黄信号である。鳴き声、排泄トラブル、気性の荒さや行動の不安定さなどに鑑みれば相当の負担になるはずなのである。ところが、それを実施しないまま動物を飼育している人が居るならば、そこには必ず「問題」がある。判断能力

の甘さ、経済的理由、我流の信念、根本的な無責任さなど理由は様々であるが、本人に任せておいても対応できない場合の手術コストをどう考えるかも、検討すべき課題として挙がってこよう。

そして、再発防止策も重要である。例えば、多頭飼育が解決して動物がいなくなったら対応は終わるのか、それとも当事者への見守りを継続するのか。動物を手放さない人々は、手放したら自分が孤独に陥るという不安を持っているかもしれない。やはり地域社会の孤立化・無縁化の問題も考えなければならないのである。

いずれにせよ、多頭飼育者を「アニマルホーダー」と一括りにしても的確に対応することはできない。具体的に事案を検討して、ケースバイケースで対応策を考える必要がある。その際には、飼い主の生活改善、動物の救護、周辺環境の保全の3点セットを常に意識する必要がある。だからこそ、公衆衛生・保健・福祉といった行政担当者同士の連携はもちろん、多様な場面での民間団体との連携が重要になる。

こうした地域の課題に向き合う関係者の連携を支えるためにも、環境省・厚生労働省のさらなる連携を求めている。そして、多頭飼育問題は、個人の問題というよりも、地域の課題であるという世論を構築していきたいと思う。老若男女が暮らす世帯の3分の1がペットを飼育する時代だからこそ、もはや後回しにできない地域の課題であると心得ていきたい。

著者略歴

成城大学法学部教授
打越 綾子（うちこし あやこ）

専門は、行政学、地方自治論、公共政策論。

東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究所博士（法学）学位取得。成城大学法学部専任講師、助教授、准教授を経て、2012年より現職。

他に、環境省「中央環境審議会動物愛護部会」臨時委員、同「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」座長等を務める。

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第1部・第2部特別課程第38期）

熊本県熊本市 迫田 貴美子

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 自治大派遣のきっかけ

2年前の冬の日、当時の上司から「自治大に行ってみらんね？」（熊本弁で「行ってみたら？」）と勧められたのが、きっかけでした。当時は娘に反対され、一旦見送ることにしました。

そして今年の冬、再び声をかけられ、チャレンジしてみることにしました。熊本市は庁内公募制であり、専門職である私が応募しても難しいのではないかと不安もよぎりましたが、周囲の後押しもあり、人事部の面接を経て、無事派遣が決まりました。

2 基本法制（eラーニング）

昨年9月頃、自治大教務部からeラーニングの4つの科目で42時間かかるというメールが届き、年末までに終わらせるスケジュールを立てました。

ところが11月に職場のパソコンの入替作業が入り、eラーニングの学習がストップ。再インストールに時間がかかり、12月中旬になっても学習できない日々が続きました。先に事前課題に取り組み始めましたが、これもまた容易ではありませんでした。テキストを読み、法律を調べ、またテキストを読み返す。そんなことをしながら課題と対策について、自分で考えた後、担当部署に話を聞きに行きました。日ごろからマラソンや庁内で自主的な活動をしていたことで伝手があり担当部署の方々から意見を聞くことができました。

年末年始の休みを利用し、3つの課題につ

いてある程度のレポートを形にし、1月に入りました。

eラーニングについては、派遣1週間前に終わることができましたが、4つの基本法制が事前課題を解くために必要だということを感じました。時間があれば、もう一度基本法制を学んで、事前課題を見直す時間があるとよかったのかもしれない。

また特定政策課題レポートについても、必要な資料をとりあえず集めました。集めながら漠然と文章の流れや提言の内容について考えていったことは実際、レポートを書く場面で役立ちました。

3 研修の始まりと突然の終わりの間で

入寮日の1月29日は同じ研修生の名前も顔もわからないまま入寮オリエンテーションや自治会の役員決めがありました。私は8階フロアでのじゃんけんに勝ち、自治会副会長を仰せつかることになりました。この役割が、経験値を上げる出来事の一つになりました。

その出来事は2月のとある日に突然やってきました。昼休みに重たい空気と共に授業後自治会役員の招集が伝えられ、何かの嚴重注意を受けるのかと考えていました。招集された場所に行くと2部課程の自治会役員と佐々木校長をはじめとした自治大職員の方々が集まり、新型コロナウイルスの影響で研修が明日にでも打ち切りになるかもしれないということを聞かされました。その場で率直な気持ちを聞かせて欲しいと校長から投げかけはあったものの、私たちが公務員ですので、これが緊急事態かつ選択の余地がないことは理解でき、せめて補

講があるか等の代替案についてしか話せませんでした。

その日にフロアー会を計画していた当 8 階では、乾杯を待たせた状態で状況を伝えました。話をする際は、重要かつインフォーマルな情報に基づくこと（これは佐々木校長の口癖でした。）であり、危機管理をしつつ、希望を失わないよう心掛けました。フロアーメンバーは驚き、戸惑いはありましたが、元々明るく、前向きな研修生が多かったので、その日はとにかく楽しく飲みました。研修の打ち切りに伴い、特定政策課題レポートの締め切りも延びるのではないかという淡い期待もあり、翌日は遊びに出かけるメンバーもいましたが、私はその週末には子ども達が上京、その次の週末には自身の熊本城マラソン出場のため帰熊の予定があったため丸 1 日レポート作成に費やしました。

結果的に私たち第 1 部・第 2 部特別課程第は、最後まで研修を受講でき、グループ演習を含む、どの課題の締め切りも延びることなく無事卒業しました。

4 研修中の楽しみ

研修中の楽しみは何といっても研修生同士の交流だったと思います。初日は最初に声をかけた 6 階の研修生と一緒に、6 階フロアー会に入れてもらいました。その後も 6 階からは繰り返しお招きいただき、交流の輪が広がりました。他にも「政令市会」、2 部課程の人たちと合同の「九州会」、自治会でのランチミーティング、グループ演習メンバーとの食事会など、多くの研修生との交流が深まりました。

また自治会役員の自己紹介でマラソンの話をしたところ、朝から一緒に走ったり、話をするきっかけになった研修生もいました。

同じフロアーのメンバーとは夜になると談話室に集まり、様々な話をし、自分たちの

将来についても励まし合ったりして、それは私の糧になりました。初めての休みにはフロアーメンバーと寄席を觀たり、昼飲みツアーを企画し新宿まで出かけたり、私が熊本城マラソンを走った週末に他のメンバーは吉祥寺や鎌倉まで観光に出かけ、交流を深めていました。

5 さいごに

自治大で何を学んだかといわれると、一流の講義から得られる知識もさることながら、3 つの課題と 1 つのディベート演習に取り組む中、様々な意見を持つ人たちのコンセンサスを得ながら、よりよいものを作り上げていく楽しさだったと思います。

そのためには日頃から、その「人」を知り、交流を図り相互理解しておくことが大切なのだとは再認識できました。

全国の研修生との多くの交流は今後の私の宝物になりましたし、このような機会を与えてくださった職場や家族に感謝しながら、多くの人の役に立つ自治体リーダーを目指していきたいと思っています。



(自治大学校中庭にて撮影)

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（基本法制研修A第4期、第2部課程第189期）

愛知県安城市 太田 三貴

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和元年10月9日から11月8日まで基本法制研修Aを、令和2年1月9日から2月21日まで第2部課程を受講した。

基本法制研修Aは、主に都道府県の職員と指定都市の職員、第2部課程は、主に市区町村の職員が受講しており、私のように、基本法制研修Aと第2部課程の組合せの受講生は少数派（大半が基本法制研修Aと第1部課程、基本法制研修Bと第2部課程の組合せ）だった。最初は、少数派であることに不安を感じたが、結果的には、立場の異なる人も含め、多くの研修生と交流できたため、非常にありがたかったと思う。

2 校長講話について

校長講話は、基本法制研修Aでは、オリエンテーションの一部、第2部課程では、総合教養課目のうちのひとつだったが、校長がおっしゃった言葉を、研修期間中に幾度となく自分に言い聞かせていたので、ここに記しておく。

- ・同じ講義を聞いていても、そこから何かを盗んでやろうという姿勢で臨むか否かで得られる効果は全く異なる。
- ・時間は有限だ。何かを得れば何かを失う。休日や夜に、皆と交流するもよし、勉強するもよし、寝倒すのもよし。何かを選べばその他のことをする時間を失ったことになるが、ときには「今日の私は勉強する時間を犠牲にして1日休養をとったのだ！」というのも良いが、何を選択するのかは

自分の責任で決めるものだ。

- ・研修後半に向けてどんどんきつくなるが、仕事だ・辛い・嫌だと考えず、「自分は今、難問奇問コースに挑んでいるのだ。」と考えると楽しく取り組める。

3 基本法制研修Aについて

基本法制研修Aでは、仕事の根拠を確認する重要性と先進事例や判例にアンテナを高くすることの必要性を繰り返し説かれた。

基本法制研修Aの研修課目は、憲法・行政法・民法・財政学・地方自治制度・地方公務員制度で、地方公務員として必要とされる基本的な知識や実務に即した法令・制度を体系立ててご教授いただいた。第一線で活躍されている講師陣の講義はボリュームが多く、時に難解で混乱することもあったが、校長講話を自分への戒めとして、最大限盗み取れるように心がけた。

4 第2部課程について

第2部課程では、思い込みではなく、事実を基にした分析の重要性や住民の福祉の増進のために仕事をしていることを常に意識する必要性等を学んだ。

研修内容は、大きく分けると総合教養課目、政策形成能力を高めるための公共政策課目、地方自治体を巡る最新の話題、政策立案・事例・データ分析の各演習、講師養成課目となっていた。

第2部課程では、最終的に首長への提言を想定した政策提言を作り上げることとなっていたため、研修期間中は常に政策立案演習と並行しながら他の課目の受講や実習を進め、そこで学んだ手法等を政策立案に

生かし、現状分析や課題発見から財源、効果測定までを視野に入れて提言内容を検討した。政策立案演習は5、6人の班で行い、資料を緻密に分析し、班員の意見を一本の政策に収斂させていく作業は、多くの根気と議論を必要としつつ、限られた時間をいかに有効に使うかというマネジメント面でも大変勉強になった。

研修途中では、新型コロナウイルスの影響により研修続行が危ぶまれた時期があった。結果的には、研修期間が1週間短縮されたものの、卒業させていただくことができたが、その方針が決まるまでの間は、翌日にも研修終了の指示が出るのではないかという不安と戦いつつ、政策立案演習を進めていたため精神的につらい期間だった。そこから気持ちを立て直し、1週間短縮された中でも班で一丸となって演習報告書を作り上げることができたのは良い経験となった。

5 おわりに

久しぶりの学校生活、しかも人生初の寮生活を送り、非常に密度の濃い3か月だった。特に、寮の同じフロアで暮らした仲間や政策立案演習の班の仲間とは、多くの時間を共有し、家族や戦友のような感覚だった。全国から集まった仲間たちと、各自治体の様々な分野における現状・課題・施策について、直接議論し、意見交換できたことは大変有益であり、将来にわたる大きな財産となった。今後もこの繋がりを大切にしていきたいと思う。

あわせて、合計3か月も不在にするため職場に負担をかけるにもかかわらず、気持ちよく送り出してくれた上司と同僚の理解と支えがあってこそ、自治大学校での研修に集中し、無事に終えることができたのだと思う。職場の仲間にも恵まれ本当にありがたかった。この恩には研修で得たことを仕事に還元することで報いたい。

自治大学校の寮の玄関には「自律進取」の額が飾られていた。これは自治大学校での生活だけでなく、今後仕事をするうえでも常に求められる姿勢だと思う。「自律進取」の姿勢を忘れず、研修で得たこと・これから得ることを仕事に活かし、地方公務員として住民の福祉の増進に寄与したい。



(自治大学校寄宿舎エントランスホールにて撮影)

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース(※)の研修生（特別研修生。以下「特研生」という。）が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 自治大学校における一年間の研修であり、研修期間中の概ね半分は自治大学校における実務に参画し、もう半分は通常の研修(第1部課程等)を履修することにより、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

4月に自治大学校に派遣されてから約2ヶ月、本来のスケジュールであれば、今頃基本法制研修Aが終わり、第1部課程に入ろうとしているところでしょうか。

新型コロナウイルスは多くの人々に影響を及ぼし、自治大学校においても研修課程の中止や実施時期の変更を余儀なくされました。

仕事のうえでは、テレワーク勤務が推進され、スカイプによるオンライン会議でのやりとりが積極的に行われるようになるなど、働き方を中心に、社会が変わる過渡期にいるのではないかと感じます。

生活面では、不要不急の外出の自粛が求められ、せっかく東京に来たにもかかわらず、外に飲みに行くこともできず、寄宿舍と近くのスーパーが行動範囲の全てとなっていました。とは言っても、幸いなことに自治大学校では、本を読んだり広い校内の敷地を散策することなどもでき、さほど退屈するようなことはありませんでした。

6月からは緊急事態宣言も解除され、立川市でもスーパー以外の店が少しずつ再開するようになり、徐々に以前のような社会に戻ろうとしています。まだまだ油断はできません。

こんな時期に研修なんて、という考えもあるかもしれません。

しかし、こんな時期だからこそ、全国各地から派遣されてくる研修生とともに、地域の医療体制や職員の働き方など、今後の自治体行政について議論し、学ぶことがあるのではないかと思います。

私自身もせっかくの与えられた学びの機会を無駄にすることなく、有意義に過ごしていきたいと思います。

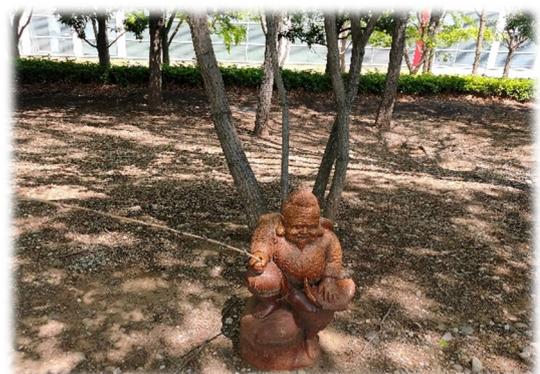
でもそれと同時に、せっかくの東京生活ですから、コロナの影響が落ち着けば、渋谷や新宿に行ったり、いろんなお店を巡ったりもしてみたいですね。

(J.A)

自治大学校敷地内の散策



敷地内にあった七福神の像(？)



お役立ち情報 ～自治大学校施設案内・図書室編～

編集者注：このコンテンツは、自治大学校へ入校（予定）する地方自治体の職員の皆さまへ、研修生活に役立つ情報を定期的に発信するものです。

今回は、多彩な機能を備えた、自治大学校内の施設の内、「図書室」をご案内します。

基本情報

- ▶開室時間／8：30～23：00 ▶場 所／厚生棟2階
- ▶貸出冊数／1人10冊まで ▶貸出期間／1週間
- ▶蔵書検索／<https://jitidai.opac.jp/opac/top> でチェック可
- ▶施設概要／専門書・過去の政策立案演習報告書・新聞各紙・

【蔵書検索 QR コード】



雑誌が豊富に揃っており、ほとんどの講義・演習の課題等に対応できる蔵書がある。専門書のほか一般教養書も含む校長推薦図書コーナーも設けており、「本の虫」には素敵な場所になるのでは！



施設詳細

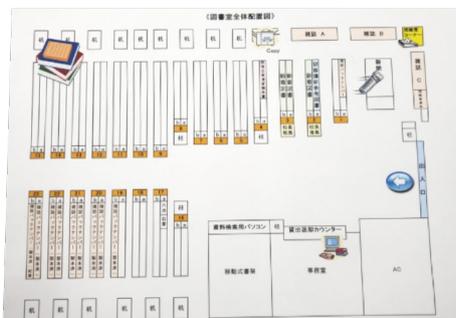


① 広々としたエントランス

- ・研修生は自由に利用でき、平日 17:15以降・休日は、カードキーで入室
- ・司書不在時は、セルフ貸出が可能（バーコードリーダーで簡単操作）
- ・貸出中の図書は、予約可

② 専門書コーナー等

- ・研修生は、研修課程毎の参考図書をチェック！
- ・先輩方の報告書は必見
- ・校長推薦図書コーナーは人生をより豊かにしてくれるだろう！



③ その他

- ・図書室内には、自習机・コピー機、蔵書検索用のパソコン設置
- ・現在のところ、Wi-Fi 環境は整備されていません。（隣接する自主討議室（自習室）で使用可）



司書から入校予定者へのメッセージ

図書室は寮や食堂からも近い場所にありますので、ぜひご利用ください。また、資料や利用に関することは、お気軽に直接またはメールにてお尋ねください。

“発展途上”の司書ですが、皆様を全力で応援させていただきます！！（図書室係員・片山）